

令和9年度採用 いなべ市フルタイム会計年度任用職員（保育士）採用試験 実施要項

1 募集職種、募集人数、受験資格、試験日程、合格発表

募集職種	募集人数	受験資格	申込受付	1次試験	2次試験
保育士	若干名	平成19年4月1日までに生まれた人で、下記事項（1）（2）を満たすもの	7月21日(火)～ 8月21日(金)	9月20日(日) 合否通知 発送予定日 10月7日(水)	10月20日(火)～ 10月22日(木) 合否通知 発送予定日 10月28日(水)

■ 受験資格事項

（1）地方公務員法第16条の欠格条項（次の各項目）に該当しない人（法律の改正等により変更の場合があります。）

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（2）保育士資格を取得している人（令和9年3月31日までに取得見込みの人を含む）

■ 国籍不問（ただし、採用後、従事職務に一部制限あり）

■ 合格発表は、合否通知発送予定日を目途に郵送します。

■ 2次試験は、上記期間のうち、いずれか指定する日に実施します。

2 試験日時・会場、試験方法、試験内容

(1) 保育士

試験	日時・会場	試験方法	試験内容
1次試験	実施日：9月20日(日) 受付時間：9時40分～10時10分 試験時間：10時40分～16時00分 試験会場：いなべ市役所 シビックコア棟2階 (いなべ市北勢町阿下喜31番地) ※試験時間、会場等が変更となる場合は、受験票に通知します。	書類審査	申込内容及び提出書類による選考
		SPI3 (GAT-H) (70分)	択一式による筆記試験 【出題分野】 基礎的な語彙力と読解力、論理的思考力と数的処理
		事務適性検査 (10分)	職員としての事務の適応性をみる
		職場適応性検査 (20分)	職員としての職場における適応性をみる
		専門試験 (90分)	択一式による保育士分野の筆記試験 【出題分野】 社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健
2次試験	実施日：10月20日(火)から10月22日(木)までのうち、いずれか指定する日 ※試験時間、会場等については、1次試験の合格発表時に通知します。	個別面接	合格基準：項目ごとに5段階評価を行い、平均評価が4以上であること
		実地試験	職員としての職場における適応性をみる

3 1次試験について

- (1) 持ち物：HBの鉛筆、消しゴム、昼食(外食も可)
※必ずHBの鉛筆を使用し、解答してください。
- (2) 試験当日に配慮が必要となる方は、申込フォームに必要な配慮について記入してください。
- (3) 試験当日は、10時10分までに受付を済ませてください。事情により受付時刻に間に合わない場合でも、11時10分までは試験会場への入場が可能です。
- (4) 災害や電車が不通になるなどの緊急事態が発生した場合は、いなべ市ホームページに試験の実施に関する情報を掲載してお知らせします。

4 受験申込

(1) インターネットによるオンライン申込

URL	QRコード	受付期間
https://logoform.jp/f/qKwf3		7月21日(火) 0時00分 から 8月21日(金) 24時00分 まで

申込を受理した後、市で内容の確認を行い、不備が見つかった場合や入力内容の確認が必要な場合は、市から電話で連絡を入れますのでご対応ください。(保育課 0594-86-7823)

複数回連絡しても確認がとれない場合は、申込受付を無効とし、メールにて通知します。

5 勤務条件

(1) 初任給

217,360 円(地域手当含む)～

現在、いなべ市立こども園で保育士として勤務している場合は、初任給に加算する場合があります。

担当する業務(3歳以上児主担任・3歳未満児リーダー、担任・支援保育士、フリー)が変更になる都度、給料月額は変更されます。

諸手当として通勤手当、期末・勤勉手当(4.65月分)、退職手当などが支給されます。

(2) 勤務場所

各市立認定こども園

(3) 勤務時間等

午前8時15分から午後4時45分を基本とし、開所時間に応じて別に定めます。

週2回程度の早番遅番勤務、月2回程度の土曜勤務があります。

休憩時間は、45分です。

(4) 休暇

年次有給休暇最大20日(翌年度繰越可)

(5) 任用期間及び再度の任用

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、65歳を超えての再度の任用はありません。

6 合格から採用まで

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合、採用しないことがありますので、ご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

■問い合わせ先

いなべ市 健康こども部 保育課
電話（0594）86－7823